

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

事業所税・市によって課税されない？

Q：先日、隣の市でスーパーを営む友人と話していたところ、隣の市では事業所税が課税されないとのことでした。私の市では事業所税が課税されているのですが、どうしてでしょうか。

A：事業所税は、人口規模の大きい指定市でのみ課税されます。

【解説】

事業所税は、人口、企業等が一部の都市に集中して、このような都市においては財政需要が通常以上に増大することに対処するために、これらの都市が行う都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために課する目的税です。このため、事業所税の課税団体については、比較的人口規模が大きい市等に限られ、地方税法等において次のように指定されています。

- (1) いわゆる政令指定都市…大阪、名古屋、京都、横浜、神戸、北九州、札幌、川崎、福岡、広島、仙台及び千葉の12市
- (2) (1)以外の市で東京及び大阪周辺の人口等の集中している市…武蔵野、三鷹、川口、守口、東大阪、堺、尼崎、西宮及び芦屋の9市
- (3) (1)及び(2)以外の市で人口30万以上の市で政令で定める市…47市
- (4) 東京都特別区

事業所税は、以上のように比較的大規模な市等においてのみ課税されますので、ご質問のように隣り合った市でも事業所税の課税団体であったりなかったりします。

